

報道関係者各位

2019年3月1日  
株式会社クレディセゾン  
ジャパン少額短期保険株式会社  
Frich株式会社

## 『セゾンの通勤通学トラブル保険』を3月1日から提供開始

～永久不滅ポイントを使って保険料を支払うこともできる弁護士費用保険～

株式会社クレディセゾン(代表取締役社長 COO:山下 昌宏、本社:東京都豊島区)と、ジャパン少額短期保険株式会社(代表取締役社長:杉本 尚士、本社:東京都千代田区)、Frich株式会社(代表取締役:富永 源太郎、本社:東京都港区)は、通勤通学ヘルプコール付き弁護士費用保険『セゾンの通勤通学トラブル保険』の提供を、2019年3月1日から開始いたします。本商品は、セゾンカード会員様向けの保険商品としてジャパン少額短期保険株式会社が企画し、株式会社クレディセゾンとFrich株式会社が少額短期保険代理店として取り扱います。

このたび提供を開始する『セゾンの通勤通学トラブル保険』は、毎日の通勤通学中の予期せぬトラブル(暴力被害、痴漢被害・冤罪、等)に巻き込まれた際、その場で弁護士と連絡を取って適切なアドバイスをもらえ、かつ必要があれば弁護士が現場に駆け付ける「通勤通学ヘルプコール」が付加されていることが特長で(通勤通学ヘルプコールの概要は別紙1参照)、交通事故・自転車事故などの被害事故の際の弁護士相談費用などを補償する弁護士保険です。トラブル発生時は、初期段階での対応がその後を大きく左右するため、会員様が速やかに弁護士と電話ができることは大きな安心感につながります。

なお、月額450円の保険料はクレジットカードでお支払いいただけ、お申込み専用ウェブサイトで簡単に完結できます。さらに、セゾンカード会員様は、永久不滅ポイントを使って最長12ヵ月分を支払うことができるため負担感も少ないことも大きな特徴です(永久不滅ポイントによる保険料の支払方法は別紙2参照)。予期せぬトラブルが最悪の事態に発展することを避けるための“お守り保険”として気軽にご加入いただけます。

今後も、日常生活での思いがけないトラブルへの不安を取り除き、多くのお客様の安心をサポートするため、サービス拡充に努めてまいります。

## 1. 商品概要

商品名称	『セゾンの通勤通学トラブル保険』
弁護士対応サービス (無料)	1. 通勤通学ヘルプコール(保険期間中 1 回) 暴力被害、痴漢被害・冤罪、等 ※詳細は別紙 1 参照  2. 弁護士無料相談サービス(保険期間中 3 回) 上記 1. のようなトラブルに加え、様々なお困りごとを弁護士にメールで無料相談いただけます。
補償内容・保険金額 (詳細は別紙3参照)	1. 自分が被害者になったときの弁護士費用を補償 (例:交通事故でケガをした、暴力被害に遭った、わいせつ被害に遭った、痴漢と間違われた等の偶然な被害事故) ・ 弁護士費用等保険金:最高 150 万円 ・ 法律相談費用保険金:最高 10 万円  2. 自分が加害者になったときの賠償責任を補償 (例:自転車に乗り他人にケガを負わせたり、他人の車に傷をつけた等の偶然な加害事故) ・ 個人賠償責任保険金:最高 100 万円
保険期間	1年間
保険料・支払方法	月払 450 円(詳細は別紙2参照) / 年払 4,850 円 ※年払はクレジットカード払いのみ利用可能です。 クレジットカード払い(Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS) <セゾンカード会員様> 永久不滅ポイント 200 ポイントを保険料 900 円分(2 ヶ月分)と交換し、お支払いいただくこともできます[最大 1,200 ポイントまで/保険料 5,400 円(12 ヶ月分)]。ポイントによるお支払期間が終了した後は、セゾンカードでの決済となります。 (永久不滅ポイントを「セゾンの通勤通学トラブル保険」保険料クーポンコードに交換し、下記の保険申込ウェブサイトで保険料クーポンコードを入力。)
申込手続	スマートフォン等から専用ウェブサイトでお申し込みいただけます。 ( <a href="https://hoken.saisoncard.co.jp/life/commuting-trouble/">https://hoken.saisoncard.co.jp/life/commuting-trouble/</a> )

## 2. 会社概要

会社名 :株式会社クレディセゾン  
代表者 :代表取締役社長 COO 山下 昌宏  
本店所在地 :東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サンシャイン 60・52F  
事業内容 :クレジットサービス・リース・ファイナンス・不動産関連 他  
資本金 : 759 億 29 百万円  
URL : <https://corporate.saisoncard.co.jp>

会社名 :ジャパン少額短期保険株式会社  
代表者 :代表取締役社長 杉本 尚士  
本店所在地 :東京都千代田区大手町2丁目1番1号 大手町野村ビル 7F  
事業内容 :少額短期保険業  
資本金 :7 億円  
株主 :ジャパンベストレスキューシステム株式会社  
URL :<http://www.japan-insurance.jp>

会社名 :Frich株式会社  
代表者 :代表取締役 富永 源太郎  
本店所在地 :東京都港区新橋1丁目12番9号 6F  
事業内容 : P2P 保険に関するシステムサービス、少額短期保険代理業 他  
株主 :富永源太郎、VOYAGE VENTURES 他  
URL : <https://frich.co.jp>

以上

### **【お問い合わせ先】**

#### **本プレスリリースに関するお問い合わせ**

株式会社クレディセゾン	広報室	03-3982-0700
ジャパン少額短期保険株式会社	事業推進部	03-3510-7093

#### **補償内容に関するお問い合わせ**

ジャパン少額短期保険株式会社	事業推進部	03-3510-7093
----------------	-------	--------------

## 【別紙1】通勤通学ヘルプコール(概要)

### <サービス対象者>

「セゾンの通勤通学トラブル保険」契約者向けのサービスです。保険申込完了後、契約者様は携帯電話・スマートフォンに「通勤通学ヘルプコール」利用画面をBookmark登録することで簡単に当サービスをご利用いただけます。

### <対象トラブルの具体例>

暴力被害に遭った、口論になった、酔っ払いに絡まれた、ひったくりに遭った、痴漢被害、痴漢冤罪、盗撮被害、盗撮冤罪

### <トラブル発生時の流れ>

- ① お客様が携帯電話・スマートフォンで「通勤通学ヘルプコール」の利用ボタンを押します。  
※ 事故現場からのみヘルプコールを利用可能(ご利用可能時間は平日 7～10 時と 17～24 時。)
- ② 上記①で利用ボタンが押されると、提携弁護士の携帯電話スマートフォンに一斉にメールが送信されますので、今すぐ対応可能な弁護士は対応ボタンを押します。
- ③ 上記②で対応ボタンが押されると、お客様の携帯・スマホへメールが届きますので、お客様から弁護士へ電話をします。電話が繋がりましたら、弁護士は弁護活動を行います。

### <弁護士への経済的対価の負担>

事件発生後 48 時間に発生した弁護士の相談料、接見費用(交通費などを含む。)は、全額ジャパン少額短期保険株式会社が負担します。(被疑者段階の弁護活動にかかる着手金は除きます。)

更に、痴漢冤罪事件、痴漢被害事件、暴力被害事件は、弁護士費用等保険金(最高 150 万円)、法律相談費用保険金(最高 10 万円)の補償対象ですので、時間の制限がなくなり、お客様が弁護士費用等を負担したことによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

(但し、痴漢冤罪事件において、お客様が犯罪行為を行っていたことが判明した場合は、ジャパン少額短期保険株式会社からお客様へ全額返還請求します。)

## 【別紙2】保険料の支払方法

保険料のお支払方法には2種類ございます。

- ① クレジットカードによるお支払い
- ② 永久不滅ポイントによるお支払い

### ② の永久不滅ポイントによるお支払いについて

セゾンカードの永久不滅ポイントを、「セゾンの通勤通学トラブル保険」保険料クーポンコードに交換し、専用ウェブサイトで保険を申し込む際に、保険料クーポンコードを入力します。

永久不滅ポイント200ポイントを保険料クーポンコードへ交換した場合、保険料900円分として適用されます。(月額保険料が450円ですので2ヶ月分です。最大1,200ポイント(保険料5,400円分、12ヶ月分)まで交換可能です。)

保険申込時にはセゾンカードのクレジットカード情報を入力いただきます。保険料クーポンコード適用終了後の保険料はクレジットカード決済となり、補償が継続されます。なお、保険料クーポンコード適用終了時に補償を終了させることもできます。

具体的な流れは以下の通りです。

- ① セゾンカード Net アンサーにログイン後、アイテム交換画面より交換手続き  
↓
- ② ネット限定アイテム交換履歴画面で、保険料クーポンコードを確認  
↓
- ③ 専用ウェブサイトで保険申込する際に保険料クーポンコードを入力

【別紙3】補償内容

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
弁護士費用等保険金	日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 また、被保険者が痴漢冤罪事件に巻き込まれ、冤罪を晴らすための弁護活動を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担した場合	左記の損害の額とします。 ただし、1 事故につき被保険者 1 名ごとに150 万円を限度とします。
法律相談費用保険金	事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合	左記の損害の額とします。 ただし、1 事故につき被保険者 1 名ごとに10 万円を限度とします。
個人賠償責任保険金	日本国内において、被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	左記の損害の額とします。 ただし、1 回の事故につき100 万円を限度とします。

※1事故には、痴漢冤罪・痴漢被害を含みます。

※2被害とは被保険者が被った身体の傷害、住宅または被保険者の日常生活用動産(家具や衣服など日常生活に必要な動産のことをいい、動植物は対象外です。)の損壊、もしくは被保険者が被った痴漢行為をいいます。